

相談

特設人権相談所

垂水市では特設人権相談所を年に6回開設します。人権問題でお困りの方は、お気軽にご相談ください。

■人権擁護委員とは

相談には、垂水市長が推薦し、法務大臣が委嘱した人権擁護委員が応じます。相談委員は人権擁護委員法に基づいて人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をし積極的な人権擁護活動を行っています。

■時間

午前10時～午後3時

※正午～午後1時は除く

■相談料

無料

※秘密は堅く守られます。

開設日	場所
4/10 (月)	垂水市市民館
6/1 (木)	垂水市市民館
8/7 (月)	新城地区公民館
10/10 (火)	牛根地区公民館
12/8 (金)	垂水市市民館
2/6 (火)	水之上地区公民館

▼特設人権相談所開設日程

◎問い合わせ先…市民課相談係
☎32-1295

行政の悩みごと相談

垂水市では、行政相談委員を設置し、国の仕事や行政サービス、手続きに関する相談に応じています。お気軽にご相談ください。

■行政相談委員とは

相談には垂水市長が推薦し、総務大臣が委嘱した行政相談委員が応じます。相談に対する助言や関係行政機関等へ通知を行い解決の促進を図ります。

■行政相談委員

神柱利雄氏(本城1650番地)

☎32-5790

■時間

午前10時～正午

■相談料

無料

※秘密は堅く守られます。

開設日		場所
4/21 (金)	10/20 (金)	垂水市市民館
5/19 (金)	11/17 (金)	
6/16 (金)	12/15 (金)	
7/21 (金)	1/19 (金)	
8/18 (金)	2/16 (金)	
9/15 (金)	3/16 (金)	

▼行政相談所開設日程

◎問い合わせ先…市民課相談係
☎32-1295

住宅リフォーム促進事業

市内住宅リフォーム促進事業登録工事業者を利用した住宅リフォームに補助金を交付します。※工事中・後の申請は対象外です。

■期間

4月3日(月)～12月28日(木)

■対象

市内にある申請人が居住している持家

■補助金額

- ※対象工事費20万円以上
- ①一般世帯…対象工事費の10% (上限15万円)
- ②子育て世帯…対象工事費の30% (上限45万円)

■申請書類

- ①補助金交付申請書
 - ②添付書類(住民票、納税証明書等)
- ※申請書は、土木課建築係または、市HPから入手してください。

※他の補助事業と重複になる部分は対象外(介護保険住宅改修支援事業、小型合併処理浄化槽設置整備事業等)となり、一つの住宅につき1回の補助です。

◎問い合わせ先…土木課建築係

☎内線340

見逃さない!

住宅リフォーム促進事業

地域経済の活性化と快適な住環境の整備を図るために、市内住宅リフォーム促進事業が始まります。この補助事業を利用される方からリフォーム工事を受注したい事業者は、あらかじめ「事業者」の登録手続きが必要となります。

■開始

4月3日(月)～

■資格

1年以上垂水市内に主たる事業所等(本社又は本店)を有する会社又は個人事業者で、継続して事業を実施している者

■申請書類

- ①申請書
 - ②添付書類(住民票、納税証明書)
- ※個人事業者の場合は、次の書類も必要です。

- ③確定申告書または、市民税申告書の写し
- ④決算書または収支内訳書

※申請書は、土木課建築係または、市HPから入手してください。

◎問い合わせ先…土木課建築係

☎内線340

お知らせ

がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊などにより、人命に危険が及ぶおそれのある区域に建っている住宅に居住している方が、安全な場所に移転を行う費用の一部を助成します。

■対象(全ての要件を満たす方)

①がけ地に近接する区域に居住している方

②昭和46年9月1日以前に建てられた住宅に居住している方

③平成30年度に移転を行う方

■補助金額

①撤去費用 上限80万2千円

②建設助成費

危険住宅に替わる新たな住宅の建設、購入、土地取得、敷地造成のために金融機関等から融資を受けた借入利子の一部を補助します。

①住宅建設 上限457万円

②土地取得 上限206万円

③敷地造成 上限59万7千円

■期限

9月29日(金)

◎問い合わせ先…土木課建設係

☎内線340

垂水市木造住宅耐震診断・耐震改修工事補助事業

木造住宅の耐震診断・耐震改修に対して補助金を交付します。※工事中・後の申請は対象外です。

■期間

4月3日(月)～12月28日(木)

■対象

- ①市内の木造住宅の居住者または所有者(居住者と所有者が異なる場合、両同意が必要)
- ②昭和56年5月31日以前に建築(着工)されたもの
- ③市税等を滞納していないこと

■補助金額

- ①耐震診断…耐震診断費用の3分の2(上限6万円)
- ②耐震改修工事…対象工事費の100分の23(上限30万円)

■申請書類

- ①申請書
 - ②添付書類(住民票、納税証明書等)
- ※申請書は、土木課建築係または、市HPから入手してください。

※補助金実績報告書は平成30年2月28日までに提出ください。

◎問い合わせ先…土木課建築係

☎内線340

空き家解体撤去事業

空き家の解体撤去に市内業者を利用した場合に対して補助金を交付します。

※工事中・後の申請は対象外です。

■期間

4月3日(月)～12月28日(木)

■対象

- ①市内にある空き家の所有者
- ②家の所有者から委任を受けた者
- ③所有者等が居住してなく、他の用途で使用していない建物
- ④市内業者に依頼する工事に対象工事費の合計額が30万円(消費税込み)以上のもの

■補助金額

①一般解体撤去…対象工事費の30%(上限30万円)

②撤去後新築する場合…対象工事費の50%(上限50万円)

■申請書類

①申請書

②添付書類(住民票、納税証明書等)

※申請書は、土木課建築係または、市HPから入手してください。

※補助金実績報告書は平成30年2月28日までに提出ください。

◎問い合わせ先…土木課建築係

☎内線340

就学援助制度

■就学援助制度とは

垂水市在住で、お子様が垂水市立の小・中学校に就学することに対し、経済的理由でお困りの場合、学用品費や学校給食費等の一部を援助する制度です。

■申請方法

在校生には3月中、新生には入学後に配布される申請書を各学校指定日までに提出してください。

■提出先

在籍する学校

◎問い合わせ先…学校教育課

☎32-7213

4月は垂水さわやかあいさつ運動強調月間

垂水市では、子どもたちの明るく健やかな育成と、地域における人と人との信頼関係を深めることを目的とし、「垂水さわやかあいさつ運動」に取り組んでいます。「いつでも、どこでも、誰でも」あいさつで思いやりの溢れる社会づくりを目指しましょう。

◎問い合わせ先…社会教育課

☎32-0224